

令和 8 年度クマ狩猟にかかる兵庫県への対応について

令和8年度クマ狩猟にかかる 兵庫県の対応について

兵庫県環境部自然鳥獣共生課

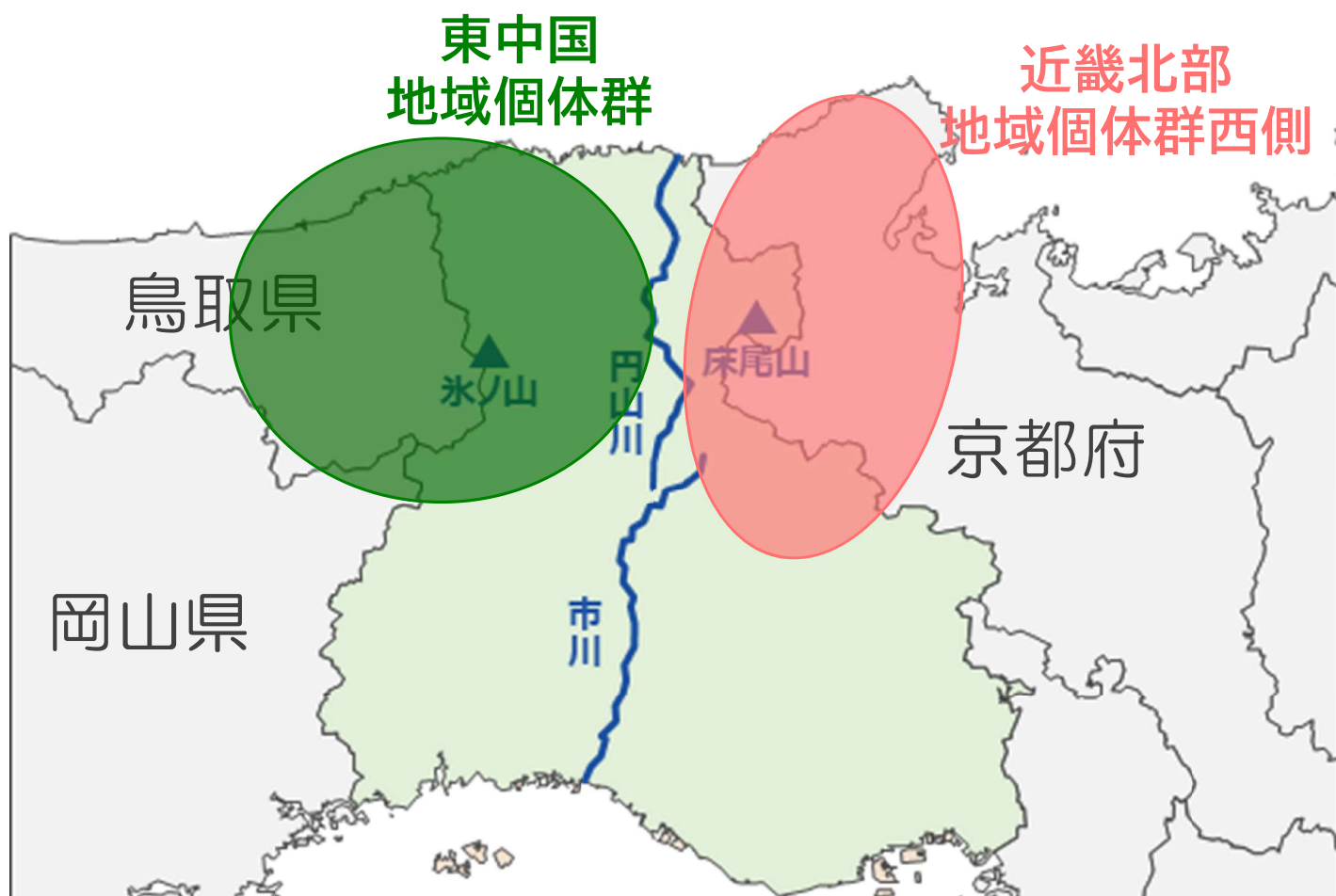
第2期ツキノワグマ管理計画 個体数管理の概要

再 掲

各個体群の推定生息数(中央値)に応じた管理を実施

推定生息数の中央値	狩猟捕獲	有害捕獲
400頭未満	禁止	可能な限り殺処分しない
400頭以上 800頭未満	禁止	原則殺処分 (各個体群の県内生息数の8%を上限)
800頭以上	禁止を解除	原則殺処分
	狩猟捕獲と有害捕獲の総捕獲数管理 (各個体群の県内生息数の12%を上限)	
	—	人との軋轢がある場合のみ (各個体群の県内生息数の3%上乗せ可)

兵庫県におけるツキノワグマ地域個体群の区分

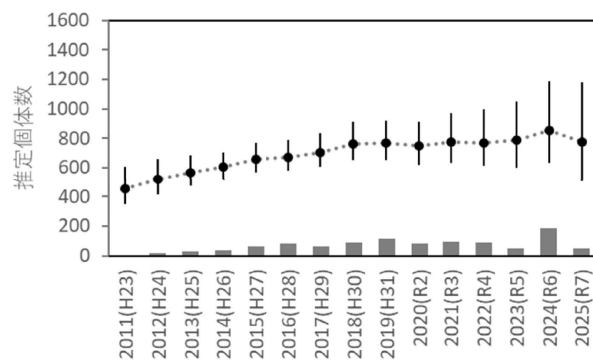
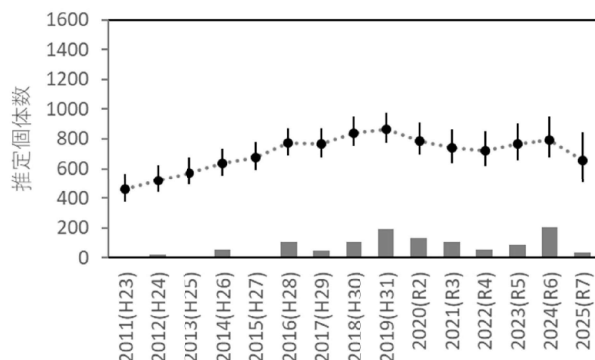


現状（生息状況）

（１） 各個体群の推定生息数と推定増加率

※下段は95%信用区間

区分	東中国地域個体群	近畿北部地域個体群西側
推定生息数	中央値 710頭 515頭～954頭	中央値 837頭 518頭～1,325頭
推定増加率	中央値 15.1% 12.5%～17.7%	中央値 15.1% 11.6%～18.5%



（●は中央値、|は95%信用区間、棒線は人為死亡数を示す）

地域個体群の推定生息数（中央値）

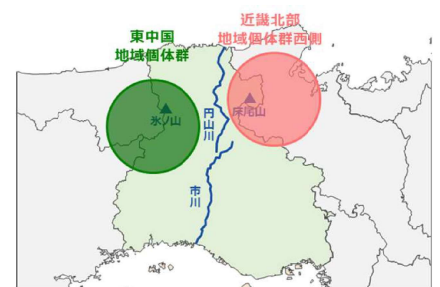
→ 捕獲上限割合の設定と狩猟可否の判断を行うための指標

鳥獣保護管理法におけるクマ狩猟の位置付け

- 1 狩猟鳥獣の指定 【法第2条第7項】
環境省令によりツキノワグマは狩猟鳥獣に指定
- 2 狩猟期間の指定 【法第11条第2項】
環境省令により11月15日～2月15日に指定
- 3 捕獲頭数の制限 【法第12条第1項第2号】
ツキノワグマの捕獲頭数に制限はない
- 4 狩猟方法の禁止 【法第12条第1項第3号】
環境省令によりツキノワグマのわな猟は禁止

令和8年度クマ狩猟にかかる兵庫県の措置

- 1 狩猟期間の制限的な解除 【法第12条第2項】
11月15日～12月14日に対象区域に限り、
狩猟禁止を解除
※12月15日以降は狩猟禁止
- 2 対象区域
兵庫県本州部のうち、円山川・市川より東側区域
- 3 解除の理由 【根拠：第2期ツキノワグマ管理計画】
近畿北部地域個体群の推定生息数（中央値）が
800頭以上（837頭）のため



ツキノワグマ狩猟に関する兵庫県の対応

1 捕獲個体のモニタリング調査の実施

- ・ 目 的：ツキノワグマ個体群の生息状況の把握
- ・ 実施主体：県（森林動物研究センター）
- ・ 実施方法：狩猟者から捕獲報告を受け、現地確認
- ・ 調査内容：捕獲履歴の確認（標識の有無）
個体情報のサンプリング

2 狩猟自粛要請

狩猟期間(11/15～12/14)が終了するまでに、
捕獲上限頭数を超える見込みが生じた場合、
県は狩猟者に対して**狩猟自粛を要請**する